

令和3年度当初予算編成方針

1 伊根町における行政課題と今後の財政運営

内閣府が発表した令和2年11月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」とし、先行きについては「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。」としている。

また、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）で、感染拡大を防止し事業と雇用を守り抜くため、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることを示したうえで、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされている。

本町の歳入予算のほぼ半分を占める普通交付税は、国の概算要求では令和2年度より2.4%の減額であり、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞による国税、地方税の減収、算定人口の減少による普通交付税の減額が見込まれる。

近年、大型普通建設事業を各種実施し、令和2年度から町債償還が大きく増額し今後5年間は公債費の増額が見込まれるなか、将来世代に大きな負担を残さない財政運営が引き続き求められる。

このような中、本町においては、まちづくりの指針である「第6次伊根町総合計画（みんなで創るええまち）」に基づき、堅実な中にも総意工夫をこらし、将来の目標像である「ひと・まち・くらし・しごと」の全てが輝く「ええまち」の実現に向けた予算編成を実施するものとする。

2 令和3年度当初予算編成の基本方針

○ 施策の重点化

行政資源を有効活用するために、住民、職員、理事者の総意による事業の再構築を図り、限られた財源を有効に配分する。

必要な事業を常に検討し、財源が確保できたときは即実施できるよう心掛ける。また、財源が確保できないから尻込みするのではなく、効果のある事業は積極的に提案する。

○ 財政の健全化

将来に渡り持続可能な安定した行財政基盤を確立するため、安易に基金からの繰入れを受けることなく予算の単年度主義の原則を堅持し、最少の経費で最大の効果をあげることできる事業を推進する。

伊根中学校改築事業、観光施設整備事業、宮津与謝クリーンセンターの償還が始まり、今後5年間は公債費の増額が見込まれる。令和3年度の新規発行額は償還額未滿に抑制する。

○ 住民本位の行政推進

住民ニーズを的確に町政に反映させ、成果を重視した行政推進を図るための効果的・効率的な取組を進めるとともに、これまで以上にサービスの質的向上を図る。

3 具体的な見積方法

(1) 歳入に関する事項

町税等一般財源の確保に最大限努力するとともに、安易に一般財源に依存することなく特定財源の確保を基本に、次により積算すること。

① 町税

的確な課税客体を把握し、确实と見込まれる額を積算すること。

② 分担金及び負担金

事業の内容、受益の程度、他事業との均衡等を勘案し適切な額を積算すること。

③ 使用料及び手数料

条例等に基づき年間収入見込額を積算することとするが、施設使用料については過大見積りとなることのないよう適切な額を積算すること。

④ 国・府支出金

補助事業といえども実効性のあるもののみ実施し、安易に事業補助金を受けないこと。積算にあたっては情報を可能な限り収集し、超過負担とならないよう留意すること。

国・府の予算編成の状況、制度改正、一般財源化等の動向に留意するとともに、情報収集を積極的に行うなど、対象経費、補助（負担）率、基準単価等を的確に把握し、過大とならないよう確実な額を積算すること。

⑤ 繰入金

事業実施に明確な動機をもち、基金創設の意義を達成し得る事業の特定財源とすること。

⑥ 町債

関係機関と十分連絡調整を図り、交付税措置の有利な町債の確保に努めること。

⑦ その他の収入

従来の実績額等を精査し、确实と見込まれる収入額を積算すること。

(2) 歳出に関する事項

住民要望、社会経済情勢の変化等を踏まえて、事業の有効性、妥当性、効率性等を検討し、所要額を要求すること。

前年度同様、普通交付税確定後予算補正するのではなく、年度内に実施する事業は当初予算に計上すること。

① 義務的経費

人件費、扶助費、公債費については、精査の上、適正に算定した所要額を要求すること。

事業実施に伴う時間外勤務手当はそれぞれの事業で積算し要求すること。

会計年度任用職員の業務内容及び雇用方法を再精査し、必要人員及び時間数を要求し、安易に雇用をしないこと。

② 経常的経費

事務事業執行の改善を図るべく極力縮減に努めること。特に物件費については、より一層の節減を行うことを前提に従前の実績等と比較し、内容について十分精査し要求すること。

また、安易に事業を継続することなく、業務、事務事業の見直し、終期が到来した事業がないか確認を行うこと。

③ 投資的経費

地方財政計画等、国・府の動向を的確に把握し、事業の緊急性、効果、事業量と事業費の妥当性を充分精査し要求すること。

近年、交付金や町債を財源とした普通建設事業や事業課以外の普通建設事業が多くなり、予算を繰越す事案が増えている。年度内完成できる事業のみ要求すること。

④ 繰出金

法令等繰出基準に基づき明確に区分した積算とすること。

⑤ 特別会計

業務運営の合理化及び効率化を徹底し、安易に繰入等に依存することなく、独立採算の堅持に努め、なお一層の経営努力を行うこと。

所要経費の積算に当たっては、一般会計に準じて経費を積算し要求すること。特に公営企業会計においては物件費等管理経費の増嵩が利用者負担や一般会計負担に直結することを十分認識し、効率的な執行に努めることを前提として要求すること。さらに、説明責任を果たすため、これらの経費に係る法令等の繰入基準を明確に示した予算要求とすること。

(3) その他留意点

新型コロナウイルス感染症による社会の変化を的確にとらえ、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた経済回復に取り組み、町民生活や地域経済を支援する施策を積極的に推進する。